

17

(供述調書等継続用紙)

捜査報告書

(殺菌の解釈)

平成30年1月5日

警視庁公安部外事第一課長

警視庁公安部外事第一課

被疑会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）被疑事件につき、各専門分野における有識者から殺菌の解釈について聴取した内容を総合した結果は、下記のとおりであるから報告する。

記

1 有識者（被聴取者）からの聴取結果

（1）病原体学の有識者

大学

教授

平成29年11月16日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「聴取結果報告書（ [] 大学 [] ）」のとおり

（2）病原性細菌制御学の有識者

大学 大学院

准教授

平成29年11月24日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「聴取結果報告書（ [] 大学 大学院 [] ）」のとおり

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

(3) 日本薬局方の有識者

[大学医学部客員教授]

平成 29 年 12 月 26 日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる

「聴取結果報告書（殺菌の解釈について）」のとおり

(4) 生物テロに関する有識者

[医科大学教授]

平成 29 年 12 月 26 日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる

「聴取結果報告書（[] 医科大学）」のとおり

2 目的

輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第 2 条の 2 第 2 項第五号の二のハにある「殺菌」について、経済産業省発付に係る運用通達では、当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することと解釈しているところ、同解釈をより明瞭に捉えるため。

3 有識者による殺菌の解釈

(1) [] 大学 []

貨物等省令第 2 条の 2 第 1 項第二号に記載されている病原性微生物を殺して、その感染能力を失わせること

(2) [] 大学院 []

貨物等省令第 2 条の 2 第 1 項第二号に記載されている細菌を死滅させて、その感染能力を失わせること

警 視 庁

(3) [大学]

装置中の特定又は不特定多数の病原菌等有害な菌の感染能力を失わせる
ために死滅させる若しくは無害化すること

死滅とは、菌を殺すこと

無害化とは、菌は種類によって感染する菌数が異なるため、感染しない
程度まで菌数を減少させること

(4) [医科大学]

貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている特定の微生物をす
べて死滅させて感染能力を失わせること

4 内容

(1) 「当該装置中の潜在的な微生物」について

[教授及び准教授] 教授は、人体に害を及ぼす危険性のある「有害な菌」という意味で貨物等省令第2条の2第1項第二号に記載されている菌と特定し、[教授] 教授は具体的な菌を特定せず、病原菌等の「有害な菌」と述べるなど、全ての有識者が潜在的な微生物とは「有害な菌」と捉えている。

(2) 「伝染能力を破壊すること」について

[教授] 教授は、病原性微生物を殺して、その感染能力を失わせること

[准教授] 准教授及は、細菌を死滅させて、その感染能力を失わせること

[教授] 教授は、感染能力を失わせるために死滅させる、若しくは無害化すること、さらに死滅とは菌を殺すこと、無害化とは感染しない程度まで菌数を減らすこと

[教授] 教授は、特定の微生物をすべて死滅させて感染能力を失わせること

と述べるなど、全ての有識者が対象とする菌を全て死滅することができれば、感染することではなく、伝染能力を破壊したと言えると捉えている。

5 結果

以上のとおり、有識者からの聴取結果を基に、殺菌とは
機器装置内の特定又は不特定多數の病原菌等有害な菌を全て死滅させること

と捉えることとした。